平成２９年（フ）第１２９号
大阪市平野区喜連４丁目８番91―301号
債務者　森　　悟史
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６２号
大阪府交野市星田５丁目８番14―208号
債務者　柏原　由直
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６８号
大阪市平野区平野西６丁目３番22―203号
債務者　森山　　**茂**
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５号
大阪府貝塚市北町29番３号
債務者　上原まゆみ
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５９７号
大阪府岸和田市吉井町３丁目23番10―309号
債務者　上野三保子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
大阪府泉佐野市高松南１丁目３番55―303号
債務者　張間　勝実
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
大阪府泉佐野市市場南１－５－６グランエクセル２番館111号、住民票上の住所大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺1035番地
債務者　馬野　美江
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
大阪府貝塚市橋本684番地　５棟806号
債務者　松田三鈴こと　卞　　英姫
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
大阪府泉大津市曽根町１丁目３番24―205号
債務者　坂口　政幸
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
大阪府貝塚市堀１丁目16番６―205号
債務者　帯谷　　忠
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
大阪府貝塚市堀１丁目16番６―205号
債務者　帯谷　　薫
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
大阪府貝塚市地蔵堂245番地２山本ハイツＡ―104号
債務者　山崎加津子（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地32棟101号
債務者　牡丹　厚子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
大阪府泉大津市助松団地１番11―302号、前住所大阪府泉大津市末広町１丁目９番21―407号
債務者　八木　英次
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
札幌市手稲区稲穂１条３丁目２番３号　ポプラ新館Ｄ棟102号
債務者　菅原　祥子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４４号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目５番３―909号
債務者　菅原　　勉
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４９号
札幌市北区太平４条５丁目８番19号
債務者　林　　順子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部